

# 大阪府立北千里高等学校後援会規約

## 第1条（名称・事務所）

本会は、大阪府立北千里高等学校後援会と称し、事務所は北千里高等学校内に置く。

## 第2条（目的・事業）

本会は、大阪府立北千里高等学校の教育振興、発展に寄与することを目的とし、部活動その他の諸活動の充実発展を側面から援助する事業を行う。

## 第3条（基金・運営）

本会は、その趣旨に賛同する者の寄付金およびその他の収入を基金として運営する。基金の徴収ならびに支出に関しては、役員会の承認を必要とする。

## 第4条（役員）

本会に会長、副会長、書記、会計、会計監査、幹事の役員を置く。

1. 会長 前PTA会長とする。
2. 副会長 PTA会長、同窓会会長、前PTA副会長とする。
3. 書記 PTA書記が兼任する。（教職員を除く）
4. 会計 PTA会計が兼任する。（教職員を除く）
5. 会計監査 PTA会計監査が兼任する。
6. 幹事 PTA副会長、各委員会の正・副委員長とする。

役員任期は1年とし、再任を妨げない。

## 第5条（顧問・相談役）

本会には、顧問、相談役を置くことができる。

## 第6条（事業報告・決算報告）

役員改選、事業報告・決算報告、その他必要事項の報告はPTA定期総会の終了後、引き続いて行う。

## 第7条（会計年度）

本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第8条（規約の改正）

本規約は役員会の承認により改正することができる。

[平成5年2月8日 制定・実施]